

横浜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則 に関する意見公募について

横浜市では、長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、容積率の特例の許可に係る規定の整備を行うため、横浜市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を定めます。

つきましては、広く市民の皆様からご意見を頂きたく、次の要領で意見の公募を行います。本細則に関するご意見をお寄せください。

1 意見公募期間

令和4年6月23日(木)から令和4年7月22日(金)まで
(必着、郵送の場合は当日消印有効)

2 意見提出方法

別添の意見投稿用紙に氏名、住所、連絡先（電話番号または電子メールアドレス）をご記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。

- ① 電子メール kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp
 横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
- ② FAX 045-550-3568
- ③ 郵送又は持参
 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階
 横浜市建築局建築指導部建築企画課 建築企画担当あて
 (持参の場合は、平日8:45~17:15 ※昼休み12:00~13:00は除く。)

3 その他注意事項

- (1) いただいたご意見に対する本市の考え方の公表は、意見公募結果公示をもって行います。「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (2) いただいたご意見の内容につきましては、氏名・住所・電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開する可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。
- (3) ご意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) その他個人情報については、「横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）」に従い、適切に取り扱います。

4 ご不明な点についてのお問合せ先

横浜市建築局建築企画課 建築企画担当
電話番号 045-671-2933

※ 電話によるご意見の受付はいたしませんので、あらかじめご了承ください。